



医政総発 0124 第 1 号  
平成 31 年 1 月 24 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省医政局総務課長

「広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について」の  
一部改正について

「医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に  
関して広告することができる事項」(平成 19 年厚生労働省告示第 108 号) 第 1  
条第 2 号に基づき広告することができる医師、歯科医師、薬剤師、看護師その  
他の医療従事者の専門性に関する資格名等については、先に「広告が可能な医  
師等の専門性に関する資格名等について」(平成 19 年 6 月 18 日付け医政総発第  
0618001 号医政局総務課長通知。以下「平成 19 年通知」という。)をもって通知  
したところであるが、今般、下記のとおり平成 19 年通知の一部を改正したので  
通知する。

なお、医師等の専門性に関する資格名を広告するに当たっては、「医業若しく  
は歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針(医療広告ガ  
イドライン)」(平成 30 年 5 月 8 日付け医政発 0508 第 1 号別紙 3) の第 5 の 4  
(8) イ① f にあるように、「医師〇〇〇〇(〇〇学会認定〇〇専門医)」のよ  
うな形態を主に想定しているため、当該ガイドラインの趣旨を踏まえた広告内  
容となるよう、管下の病院、診療所及び助産所並びに関係団体等に対する周知・  
指導等に当たっては特に留意されたい。

#### 記

平成 19 年通知の別紙中、【医師の専門性資格】及び【歯科医師の専門性資格】  
の項のうち団体名の一部を以下のとおり改める。

| 改正後             | 現行              |
|-----------------|-----------------|
| 公益社団法人 日本皮膚科学会  | (社) 日本皮膚科学会     |
| 公益社団法人 日本超音波医学会 | 一般社団法人 日本超音波医学会 |

|                         |                            |
|-------------------------|----------------------------|
| <u>公益社団法人</u> 日本婦人科腫瘍学会 | <u>特定非営利活動法人</u> 日本婦人科腫瘍学会 |
| <u>公益社団法人</u> 日本臨床腫瘍学会  | <u>特定非営利活動法人</u> 日本臨床腫瘍学会  |
| <u>公益社団法人</u> 日本小児歯科学会  | <u>一般社団法人</u> 日本小児歯科学会     |

以上